

本号（令和8年7月16日）で公布された条例のあらまし

◇香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例（令和8年香川県条例第27号）

- 1 善通寺市において、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第3条第1項の規定による条例が制定されたことを踏まえ、同条第3項及び同法第5条の規定に基づき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙の投票を電磁的記録式投票機により行うために必要な事項を定めるため、条例を新たに制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第28号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和8年12月25日から施行することとした。

◇香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第29号）

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県監査委員条例等の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第30号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年9月24日から施行することとした。